

遊休施設活用等検討支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、鴨川市が委託する「遊休施設活用等検討支援業務」（以下「本業務」という。）において、その契約候補者を選定するために実施する公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に関して定めるものである。

- 1 委託業務名 遊休施設活用等検討支援業務
- 2 業務内容 別紙「遊休施設活用等検討支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による
- 3 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月25日まで(予定)
- 4 委託上限額 5,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 応募者の参加要件

次の要件を満たしている日本国内で法人登録をしている法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）（以下これらを「暴力団等」という。）又は次のいずれかに該当する者（法人の役員が次のいずれかに該当する場合を含む。）でないこと。
 - ① 暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者
 - ② 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を得る目的又は第三者に損害を加える目的で暴力団等を利用している者
 - ④ 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑤ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (5) 前記（1）から（4）までのいずれかに該当する者の依頼を受けて応募しようとする者
- (6) 前記（1）から（4）までのいずれかに該当する者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人その他の使用人として使用した者
- (7) 過去10年以内に国又は地方公共団体が発注した次のいずれかの業務の元請としての受注実績が1件以上あること。
 - ① 国又は地方公共団体の遊休施設等の活用又は老朽化した施設等の機能強化等に関する業務
 - ② 国又は地方公共団体の遊休施設及び民間事業者を含めたエリアマネジメントに関する業務

- (8) 本店または支店若しくは営業所が、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県のいずれかにあること
- (9) その他、市が特別な理由で不適格と判断する者でないこと

6 応募に際しての注意事項

- (1) 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 事業提案書の提出は1者につき1案とする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。
- (4) 提出書類は、本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (5) 応募者は、提案計画の内容や市との協議事項、交渉内容等について、守秘義務を遵守することとし、市からの承諾なく、これらの内容を公表してはならない。
- (6) 共同応募における責任の所在は、構成員のうち事業役割を担う代表事業者にあるものとし、市からの通知等については、代表事業者へ送付等するものとする。

7 スケジュール

本プロポーザルは下記日程で行う。なお、変更となる場合がある。

項 目	日 程
実施要領の配付	令和8年6月5日(金)から令和8年6月24日(水)
参加申込書提出期限	令和8年6月30日(火)
質問書の提出期限	令和8年6月30日(火)
質問に対する回答	令和8年7月8日(水)
提案書提出期限	令和8年7月21日(火)
提案審査	令和8年7月下旬(予定)
契約候補者の決定・審査結果の通知	令和8年8月上旬(予定)
契約の締結	令和8年8月上旬(予定)

8 参加手続き等

(1) 募集方法

本プロポーザル実施要領、仕様書及び所定様式の配付は次のとおり。

配付期間：令和8年6月5日(金)から令和8年6月24日(水)まで

配付方法：鴨川市ホームページよりダウンロード

(<https://www.city.kamogawa.lg.jp/>) 内のページ

(ホーム>市政情報>入札契約情報>公募型プロポーザル「遊休施設活用等検討支援業務」からダウンロードすること。

(2) 提案書作成に係る資料の提供

提案書の作成に市の有する資料が必要な場合には、本要領末尾記載の担当まで問い合わせることとし、資料の提供の可否及び提供方法については、担当より回答するものとする。

なお、資料の提供に時間を要する可能性もあるため、提供依頼期限を令和8年6月19日までとする。

(3) 参加申込

①提出書類

本事業への参加を希望する事業者は、実施要領、仕様書等の趣旨を理解したうえで、次の書類を提出すること。

ア 参加表明書(様式1)

イ 誓約書(様式2)

ウ 法人概要(任意様式。パンフレット可)

エ 業務実施体制(様式3)

オ 過去10年以内の国又は地方公共団体との契約実績がわかるもの(契約書及び仕様書の写し等)

②提出期限

令和8年6月30日(火)午後5時まで(必着)

③提出先

本要領末尾記載の担当まで

④提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は一般書留、簡易書留等の記録の残る方法に限る。)

FAX、電子メールでの提出は不可。

⑤参加表明後の辞退

参加表明書を提出した後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届(様式6)を提出すること

(4) 質問書の提出及び回答

①提出書類

質問書(様式4)

②提出期限

令和8年6月30日(火)午後5時まで(必着)

③提出先

本要領末尾記載の担当まで

④提出方法

FAX 又は電子メール(上記提出先へ送付後、到達確認の電話連絡をすること。)

⑤回答方法

質問要旨及び回答内容は、令和8年7月8日(水)に鴨川市ウェブサイト

(<https://www.city.kamogawa.lg.jp/>) 内のページ

(ホーム>市政情報>入札契約情報>遊休施設活用等検討支援業務に係る公募型プロポーザルの実施) からダウンロードすること。

(5) 事業提案書の作成

①提出書類

ア 事業提案書(表紙)(様式5)

イ 提案書(任意様式) 別表1 評価基準の評価項目に応じた提案書を作成すること。

ウ 見積書(様式7)

②提案書の作成方法

ア 仕様書を踏まえ作成し、A4縦長ファイルに綴じたものを8部提出すること。

イ 提案書に用いる文字サイズは11ポイント以上とし、簡潔かつ明瞭に記述すること。

ウ 専門用語や略語等には注釈を付すなど、一読して理解しやすいものとする。

エ その他、本市にとって有益で創意工夫のある提案に努めること。

③提出期限

令和8年7月21日(火)午後5時まで(必着)

④提出先

本要領末尾記載の担当まで

⑤提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は一般書留、簡易書留等の記録の残る方法に限る。)

FAX、電子メールでの提出は不可。

9 契約候補者の選定

(1) 審査方法

①市は、提出された提案について選定委員を定め、提案審査を行う。

②事業提案審査の実施日は令和8年7月下旬とし、詳細は応募者に別に通知する。

③事業提案はおおむね30分(プレゼンテーション20分、質疑応答10分)程度とし、応募者の提出書類、プレゼンテーション及び質疑応答に基づき審査を行う。

④事業提案審査の出席者は4名以内とする。

⑤審査は別表1に定める評価基準により総合的な評価を行い、委員の持ち点(100点)を合算した値(合計点)が最も高い応募者を契約候補者とする。

⑥合計点満点の60%を最低基準点とし、これに満たない場合は前号の規定によらず契約候補者として選定しない。

(2) 審査結果

市は、審査を受けた全ての事業者に対し、審査の結果を通知するものとする。

10 契約の締結

市は、本事業の契約候補者決定後、業務委託契約の内容について詳細協議し、業務委託契約の内容確定後に見積りを徴したうえで、見積金額が委託上限額を下回った場合には契約を締結する。

11 その他

(1) 本プロポーザルの参加に関する費用は、すべて参加事業者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 企画提案書は、本業務の事業者選定作業等に必要な場合において複製を作成する場合がある。

(4) その他、本要領及び仕様書等に定めのない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。

(担当)

鴨川市 企画政策課 公共施設マネジメント室(担当 杉山、武藤)

住所: 〒296-8601 千葉県鴨川市横渚1450番地

電話: 04-7093-7828 FAX 04-7093-7851

電子メール: kikakuseisaku@city.kamogawa.lg.jp